

金銭消費貸借契約書

平成 年 月 日

第1条(貸借)

乙は甲より 金 _____ 円也を、乙は確かにこれを借り受け、受領した。

第2条(弁済)

乙は、前条の借入金を平成 年 月 日より、毎月 日限り、
金 _____ 円ずつ返済するものとする。

第3条(利息)

利息は、年 _____ %とする。

第4条(遅延損害金)

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金の合計に対し、
年 _____ %の割合による遅延損害金を甲に支払う。

第5条(期限の利益の喪失)

乙に次の各号の一に該当する事実が発生したときは、乙は当然に全債務につき期限の利益を失う。

1. 本契約の条項に違反する作為または不作為があったとき
2. 自ら振出し、裏書した手形または小切手が不渡処分となったとき
3. 国税・地方税の滞納処分を受けたとき
4. 自らの債務不履行により、差押、仮差押または仮処分を受けたとき
5. 甲につき、民事再生手続きまたは会社更正の申立てをなし、またはこれらの申立てがなされたとき
6. 甲の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第6条(連帯保証)

丙は、乙が本契約によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証し、履行の責を負う。

第7条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約上の紛争については、甲の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

上記の契約を証するため、本契約書3通を作成し、各当事者間及び、連帯保証人が署名押印のうえ各1通を所持する。

<甲:貸主>

住所

氏名

印

<乙:借主>

住所

氏名

印

<丙:連帯保証人>

住所

氏名

印

借用書・金銭消費貸借契約書雛形の使い方

<注意事項>

- ・ 借用書の金額欄や日付欄に記入する場合は、必ず当事者双方の立ち会いのうえで行いましょう。
- ・ 住所や氏名及び日付を訂正する場合は、借用書の欄外に当事者双方が押印して、押印のとなりに「3字削除」「5字加入」という具合で記入しましょう。
- ・ 金額を間違えた場合は、訂正せずに必ず新しい借用書を使いましょう。
- ・ 実印で押印し、自分の印鑑証明書1通を相手方に渡しましょう。
- ・ A4用紙2枚以上になる場合は、2枚以上の用紙をホッチキスで綴じ、当事者双方の印鑑で割印をしましょう。

以上の点に気をつけて、間違いのない借用書を残しておきましょう。

借用書だけで本当に満足ですか？

借用書は公正証書で作成することをお勧めします！

高額な金額を貸す予定で、より確実に返済をしてもらいたいのであれば、借用書は公正証書で作成しましょう。借用書のみでは借金トラブルが起きる可能性が高くなります。

<借用書公正証書のメリット>

メリット①

お金を借りた人が約束のお金を返さない場合、裁判をせずに差押えをすることができます。

メリット②

借用書を紛失した場合でも、公証人役場で記録を保管してあるので、何度でも再発行してくれます。

メリット③

後で、お金の貸し借りの事実について争いになった場合、借用書公正証書が強力な証拠になります。

私どもでは借用書 公正証書の作成代行をしております。

(*借用書のみで作成もお受けしております。)

借用書公正証書に関するお問い合わせはこちら⇒

猿渡総合法務事務所 担当:さるわたり



フリーダイヤル 0120-40-3430